住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令案　新旧対照表

【目次】

○　住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

○　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号）（附則第十一条関係）・・・・15

○　住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（都道府県知事に通知する戸籍の附票の記載等に関する事項） 第三十条の十二の三　法第三十条の四十一第一項に規定する戸籍の附票の記載等に関する事項で政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。 一　（略） 二　（略） 三　法第十七条第二号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる事項の全部又は一部についての記載の修正を行った場合　戸籍の附票の記載の修正を行った旨及びその年月日 四　（略） （氏に変更があった者に係る住民票の記載事項の特例） 第三十条の十三　氏に変更があった者に係る住民票の法第七条第十四号に規定する政令で定める事項は、第六条の二に定めるもののほか、その者が次条第一項又は第三項の規定により住民票への記載を請求した一の旧氏（その者が過去に称していた氏であって、その者に係る戸籍又は除か	（都道府県知事に通知する戸籍の附票の記載等に関する事項） 第三十条の十二の三　法第三十条の四十一第一項に規定する戸籍の附票の記載等に関する事項で政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。 一　戸籍の附票の記載を行った場合　戸籍の附票の記載を行った旨及びその年月日 二　戸籍の附票の消除を行った場合　戸籍の附票の消除を行った旨及びその年月日 三　法第十七条第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事項の全部又は一部についての記載の修正を行った場合　戸籍の附票の記載の修正を行った旨及びその年月日 四　法第十七条第七号に掲げる事項についての記載の修正を行った場合　戸籍の附票の記載の修正を行った旨及びその年月日並びに当該戸籍の附票の記載の修正前に記載されていた住民票コード（当該戸籍の附票に住民票コードが記載されていなかった場合を除く。） （氏に変更があった者に係る住民票の記載事項の特例） 第三十条の十三　氏に変更があった者に係る住民票の法第七条第十四号に規定する政令で定める事項は、第六条の二に定めるもののほか、その者が次条第一項又は第三項の規定により住民票への記載を請求した一の旧氏（その者が過去に称していた氏であって、その者に係る戸籍

れた戸籍に記載又は記録がされているものをいう。以下この条及び次条において同じ。）及び旧氏の振り仮名（旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字であつて、その者に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているものをいう。同条において同じ。）とする。

（氏に変更があつた者の旧氏及び旧氏の振り仮名の住民票への記載等）

第三十条の十四　氏に変更があつた者（住民票に旧氏及び旧氏の振り仮名の記載がされている者（以下この条において「旧氏等記載者」という。）を除く。）は、住民票に旧氏及び旧氏の振り仮名の記載を求めようとするときは、住民票に記載を求める旧氏及び当該旧氏に係る旧氏の振り仮名その他総務省令で定める事項を記載した請求書に当該旧氏及び当該旧氏に係る旧氏の振り仮名がその者の旧氏及び当該旧氏に係る旧氏の振り仮名であることを証する戸籍謄本等（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条第一項に規定する戸籍謄本等をいう。第三項において同じ。）その他総務省令で定める書面を添付して、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長（同項及び第四項において「住所地市町村長」という。）に提出しなければならない。この場合において、その者に係る住民票に旧氏及び旧氏の振り仮名の記載がされたことがあるときは、その者に係る住民票に記載がされていた旧氏及び旧氏の振り仮名が最後に削除された日以後に称していた旧氏及び当該旧氏に係る旧氏の振り仮名に限り、住民票に旧氏及び旧氏の振り仮名の記載を求めることができる。

２　市町村長は、次の各号に掲げる場合において、氏に変更があつた者に係る住民票の記載をするときは、当該各号に定める旧氏及び旧氏の振り仮名をその者に係る住民票に記載をしなければならない。

一　氏に変更があつた者がその者の旧氏及び旧氏の振り仮名が記載され

又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているものをいう。同条において同じ。）とする。

（氏に変更があつた者の旧氏の住民票への記載等）

第三十条の十四　氏に変更があつた者（住民票に旧氏の記載がされている者（以下この条において「旧氏記載者」という。）を除く。）は、住民票に旧氏の記載を求めようとするときは、住民票に記載を求める旧氏その他総務省令で定める事項を記載した請求書に当該旧氏がその者の旧氏であることを証する戸籍謄本等（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条第一項に規定する戸籍謄本等をいう。第三項において同じ。）その他総務省令で定める書面を添付して、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長（同項及び第四項において「住所地市町村長」という。）に提出しなければならない。この場合において、その者に係る住民票に旧氏の記載がされたことがあるときは、その者に係る住民票に記載がされていた旧氏が最後に削除された日以後に称していた旧氏に限り、住民票に旧氏の記載を求めることができる。

２　市町村長は、次の各号に掲げる場合において、氏に変更があつた者に係る住民票の記載をするときは、当該各号に定める旧氏をその者に係る住民票に記載をしなければならない。

一　氏に変更があつた者がその者の旧氏が記載された転出証明書を添

た転出証明書を添えて転入届をした場合　当該旧氏及び旧氏の振り仮名

二　氏に変更があつた者が最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届をした場合において、法第二十四条の二第三項又は第六項の規定によりその者の旧氏及び旧氏の振り仮名が通知されたとき　当該旧氏及び旧氏の振り仮名

3　旧氏等記載者は、氏に変更があつた場合には、当該旧氏等記載者に係る住民票に記載がされている旧氏及び旧氏の振り仮名を当該変更の直前に称していた旧氏及び当該旧氏に係る旧氏の振り仮名に変更することを求めることができる。この場合においては、当該旧氏及び旧氏の振り仮名その他総務省令で定める事項を記載した請求書に氏に変更があつたこと並びに当該旧氏を当該変更の直前に称していたこと及び当該旧氏の振り仮名が当該変更の直前に称していた旧氏に係る旧氏の振り仮名であることを証する戸籍謄本等その他総務省令で定める書面を添付して、住所地市町村長に提出しなければならない。

4　旧氏等記載者は、当該旧氏等記載者に係る住民票に記載がされている旧氏及び旧氏の振り仮名の削除を求めようとするときは、住所地市町村長に、その削除を求める旨その他総務省令で定める事項を記載した請求書を提出しなければならない。

5　（略）

6　旧氏等記載者に係る法及びこの政令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第十一条第一項	住民基本台帳のうち第七条第一号から第三号	住民基本台帳のうち第七条第一号及び第一号

えて転入届をした場合　当該旧氏

二　氏に変更があつた者が最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届をした場合において、法第二十四条の二第三項又は第六項の規定によりその者の旧氏が通知されたとき　当該旧氏

3　旧氏記載者は、氏に変更があつた場合には、当該旧氏記載者に係る住民票に記載がされている旧氏を当該変更の直前に称していた旧氏に変更することを求めることができる。この場合においては、当該旧氏その他総務省令で定める事項を記載した請求書に氏に変更があつたこと及び当該旧氏を当該変更の直前に称していたことを証する戸籍謄本等その他総務省令で定める書面を添付して、住所地市町村長に提出しなければならない。

4　旧氏記載者は、当該旧氏記載者に係る住民票に記載がされている旧氏の削除を求めようとするときは、住所地市町村長に、その削除を求める旨その他総務省令で定める事項を記載した請求書を提出しなければならない。

5　法第二十七条第二項及び第三項の規定は、第一項及び前二項の請求について準用する。

6　旧氏記載者に係る法及びこの政令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第十一条第一項	住民基本台帳のうち第七条第一号から第三号	住民基本台帳のうち第七条第一号に掲げ

		まで	の二に掲げる事項並びに旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下この章及び第三十条の六第一項において同じ。）及び旧氏の振り仮名（同令第三十条の十三に規定する旧氏の振り仮名をいう。以下この章及び同項において同じ。）並びに第七条第二号、第三号
		事項のうち第七条第一号から第三号まで	事項のうち第七条第一号及び第一号の二に掲げる事項並びに旧氏及び旧氏の振り仮名並びに同条第二号、第三号
	（略）	（略）	（略）
法第十二条第五項	事項		事項（同号に掲げる事項については、旧氏及び旧氏の振り仮名を除く。）

		まで	る事項及び旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下この章及び第三十条の六第一項において同じ。）並びに第七条第二号、第三号
		事項のうち第七条第一号から第三号まで	事項のうち第七条第一号に掲げる事項及び旧氏並びに同条第二号、第三号
法第十二条第二項第三号	氏名		氏名又は旧氏及び名
法第十二条第五項	事項		事項（同号に掲げる事項については、旧氏を除く。）

（略）	（略）	（略）
法第十二条の二第四項	事項	事項（同号に掲げる事項については、旧氏及び旧氏の振り仮名を除く。）
法第十二条の三第一項	から第三号まで	及び第一号の二に掲げる事項並びに旧氏及び旧氏の振り仮名並びに同条第二号、第三号
（略）	（略）	（略）
法第十二条の四第一項	事項	事項（同号に掲げる事項については、旧氏及び旧氏の振り仮名を除く。）
法第三十条の六第一項	から第三号まで	及び第一号の二に掲げる事項並びに旧氏及び旧氏の振り仮名並びに同条第二号、第三号
第十五条の三第二項	から第三号まで	及び第一号の二に掲げる事項並びに旧氏（第三十条の十三に規定する旧氏をいう。第四章及び第三十条の五第三号において同じ。）及

法第十二条の二第二項第三号	及び	又は旧氏及び名並びに
法第十二条の二第四項	事項	事項（同号に掲げる事項については、旧氏を除く。）
法第十二条の三第一項	から第三号まで	に掲げる事項及び旧氏並びに同条第二号、第三号
法第十二条の三第四項第三号	及び	又は旧氏及び名並びに
法第十二条の四第一項	事項	事項（同号に掲げる事項については、旧氏を除く。）
法第三十条の六第一項	から第三号まで	に掲げる事項及び旧氏並びに同条第二号、第三号
第十五条の三第二項	から第三号まで	に掲げる事項及び旧氏（第三十条の十三に規定する旧氏をいう。第四章及び第三十条の五第三号において同じ。）並びに

			び旧氏の振り仮名（第三十条の十三に規定する旧氏の振り仮名をいう。同章及び第三十条の五第三号において同じ。）並びに法第七条第二号、第三号
第二十三条第二項及び第二十四条の三	から第五号まで	及び第一号の二に掲げる事項並びに旧氏及び旧氏の振り仮名並びに同条第二号から第五号まで	
第三十条の五第三号	から第三号まで	及び第一号の二に掲げる事項並びに旧氏及び旧氏の振り仮名並びに同条第二号、第三号	

7　氏に変更があつた者に係る除票に旧氏及び旧氏の振り仮名の記載（法第十五条の二第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する除票にあつては、記録。第三十条の十六第八項において同じ。）がされている場合における法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）

			法第七条第二号、第三号
第二十三条第二項及び第二十四条の三	から第五号まで	に掲げる事項及び旧氏並びに同条第二号から第五号まで	
第三十条の五第三号	から第三号まで	に掲げる事項及び旧氏並びに同条第二号、第三号	

7　氏に変更があつた者に係る除票に旧氏の記載（法第十五条の二第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する除票にあつては、記録。第三十条の十六第八項において同じ。）がされている場合における法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十五条の四第五項において準用する第十二条第二項	氏名	氏名又は旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第

	第十五条の四第五項において準用する第十二条第五項	事項	（略）	第十五条の四第五項において準用する第十二条の二第四項	（略）
	事項（同号に掲げる事項については、旧氏及び旧氏の振り仮名（住民基本台帳法施行令第三十条の十三に規定する旧氏の振り仮名をいう。以下この章において同じ。）を除く。）	（略）	事項（同号に掲げる事項については、旧氏及び旧氏の振り仮名を除く。）	（略）	第十五条の四第三

第三号	第十五条の四第五項において準用する第十二条第五項	事項	及び	第十五条の四第五項において準用する第十二条の二第二項第三号	第十五条の四第五項において準用する第十二条の二第四項	第十五条の四第五項において準用する第十二条の三第四項第三号	第十五条の四第三
二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下この章において同じ。）及び名	事項（同号に掲げる事項については、旧氏を除く。）	又は旧氏及び名並びに	事項（同号に掲げる事項については、旧氏を除く。）	又は旧氏及び名並びに	に掲げる事項及び旧

項		る事項並びに旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。）及び旧氏の振り仮名（同令第三十条の十三に規定する旧氏の振り仮名をいう。）並びに第七条第二号、第三号

（外国人住民の通称の住民票への記載等）

第三十条の十六　（略）

２～７　（略）

項		氏並びに同条第二号、第三号

（外国人住民の通称の住民票への記載等）

第三十条の十六　外国人住民は、住民票に通称（氏名以外の呼称であつて、国内における社会生活上通用していることその他の事由により居住関係の公証のために住民票に記載をすることが必要であると認められるものをいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）の記載を求めようとするときは、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長（以下この条及び同項において「住所地市町村長」という。）に、通称として記載を求める呼称その他総務省令で定める事項を記載した申出書を提出するとともに、当該呼称が居住関係の公証のために住民票に記載がされることが必要であることを証するに足りる資料を提示しなければならない。

２　住所地市町村長は、前項の規定による申出書の提出があつた場合において、同項に規定する当該呼称を住民票に記載をすることが居住関係の公証のために必要であると認められるときは、これを当該外国人

住民に係る住民票に通称として記載をしなければならない。

3　市町村長は、次の各号に掲げる場合において、外国人住民に係る住民票の記載をするときは、当該各号に定める通称を当該外国人住民に係る住民票に記載をしなければならない。

一　外国人住民が当該外国人住民の通称が記載された転出証明書を添えて転入届をした場合　当該通称

二　外国人住民が最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届をした場合において、法第二十四条の二第三項又は第六項の規定により当該外国人住民の通称が通知されたとき　当該通称

4　外国人住民は、当該外国人住民に係る住民票に当該外国人住民の通称の記載がされている場合において、当該通称の削除を求めようとするときは、住所地市町村長に、その削除を求める旨その他総務省令で定める事項を記載した申出書を提出しなければならない。この場合において、住所地市町村長は、当該通称を削除しなければならない。

5　住所地市町村長は、外国人住民に係る住民票に当該外国人住民の通称の記載がされている場合において、当該通称を住民票に記載をしておくことが居住関係の公証のために必要であると認められなくなったときは、当該通称を削除するとともに、その旨を当該削除に係る外国人住民に通知しなければならない。この場合において、通知を受けるべき外国人住民の住所及び居所が明らかでないときその他通知をすることが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示することができる。

6　法第二十七条第二項及び第三項の規定は、第一項及び第四項の申出について準用する。

7　外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合における法及びこの政令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中

同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第十一条第一項	住民基本台帳のうち第七条第一号から第三号まで	住民基本台帳のうち第七条第一号に掲げる事項及び通称（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十六第一項に規定する通称をいう。以下この章及び第三十条の六第一項において同じ。）並びに第七条第二号、第三号
	事項のうち第七条第一号から第三号まで	事項のうち第七条第一号に掲げる事項及び通称並びに同条第二号、第三号
法第十二条第二項第三号	氏名	氏名又は通称
法第三十条の五十一の規定により読み替えて適用される法第十二条第五項	までに掲げる事項	までに掲げる事項（同号に掲げる事項については、通称を除く。）

法第十二条の二第二項第三号	氏名	氏名又は通称
法第三十条の五十一の規定により読み替えて適用される法第十二条の二第四項	第十四号に掲げる事項	第十四号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、通称を除く。）
法第三十条の五十一の規定により読み替えて適用される法第十二条の三第一項	から第三号まで	に掲げる事項及び通称、同条第二号、第三号
法第十二条の三第四項第三号	氏名	氏名又は通称
法第三十条の五十一の規定により読み替えて適用される法第十二条の四第一項	事項	事項（同号に掲げる事項については、通称を除く。）
法第三十条の六第一項	から第三号まで	に掲げる事項及び通称並びに同条第二号、第三号
第三十条の二十一の規定により読み替えて適用される第十五条の三第二	から第三号まで	に掲げる事項及び通称（第三十条の十六第一項に規定する通称をいう。第四章及

8　外国人住民に係る除票に通称の記載がされている場合における法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		
（略）	（略）	（略）

項		び第三十条の五第三号において同じ。）、法第七条第二号、第三号
第三十条の二十一の規定により読み替えて適用される第二十三条第二項及び第二十四条の三	から第四号まで	に掲げる事項及び通称、同条第二号から第四号まで
第三十条の二十一の規定により読み替えて適用される第三十条の五第三号	から第三号まで	に掲げる事項及び通称並びに同条第二号、第三号
8　外国人住民に係る除票に通称の記載がされている場合における法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		
第十五条の四第五項において準用する第十二条第二項第三号	氏名	氏名又は通称（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十六第一項に規定する通称をいう。以下この章において同じ。）

（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第三十条の五十一の規定により読み替えて適用される第十五条の四第三項	から第三号まで	に掲げる事項及び通称（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十六第一項に規	（略）	（略）

第三十条の五十一の規定により読み替えて適用される第十五条の四第五項において準用する第十二条第五項	までに掲げる事項	第十五条の四第五項において準用する第十二条の二第二項第三号	氏名	第三十条の五十一の規定により読み替えて適用される第十五条の四第五項において準用する第十二条の二第四項	第十四号に掲げる事項
までに掲げる事項（同号に掲げる事項については、通称を除く。）		氏名又は通称		第十四号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、通称を除く。）	
第十五条の四第五項において準用する第十二条の三第四項第三号	氏名	から第三号まで	第三十条の五十一の規定により読み替えて適用される第十五条の四第三項	に掲げる事項及び通称、同条第二号、第三号	氏名又は通称

	定する通称をいう。）、第七条第二号、第三号

○　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号）（附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（旧氏等記載者に関する法の規定の特例） 第三十三条　住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十四第一項に規定する旧氏等記載者に係る法第三条第二項、第七条第一項、第十二条、第十六条の二第二項、第十六条の六第一項、第二十二条第二項及び第三十五条の二第二項の規定の適用については、法第三条第二項中「から第三号まで」とあるのは「に掲げる事項及び旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）並びに同法第七条第二号、第三号」と、法第七条第一項第三号、第十二条第一号、第十六条の二第二項、第十六条の六第一項第三号、第二十二条第二項及び第三十五条の二第二項中「から第三号まで」とあるのは「に掲げる事項及び旧氏並びに同条第二号、第三号」とする。	（旧氏記載者に関する法の規定の特例） 第三十三条　住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十四第一項に規定する旧氏記載者に係る法第三条第二項、第七条第一項、第十二条、第十六条の二第二項、第十六条の六第一項、第二十二条第二項及び第三十五条の二第二項の規定の適用については、法第三条第二項中「から第三号まで」とあるのは「に掲げる事項及び旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）並びに同法第七条第二号、第三号」と、法第七条第一項第三号、第十二条第一号、第十六条の二第二項、第十六条の六第一項第三号、第二十二条第二項及び第三十五条の二第二項中「から第三号まで」とあるのは「に掲げる事項及び旧氏並びに同条第二号、第三号」とする。